

## 第4回 大磯町自治基本条例策定委員会

平成22年10月27日(水) 17:30~19:30

### ■条例の改正について■

事務局：「はじめに」を目次の前に持ってきた。

- 1 ページ~17 ページは条例に解説をつけた。
- 3 ページ 「町民同士」を「相互」に変更した。
- 4 ページ5 条は、「町民に対し」を削除した。
- 8 条は条項を直した関係から変更した。
- 10 条2 項の語尾を修正した。
- 13 条を7 項から4 項にまとめた。
- 17 条2 項の語尾を修正した。
- 27 条にコミュニティを追加した。
- 29 条は、「別途」を「別に」に変更した。

### ■住民からのパブリックコメントについて■

○意見番号1について

委員：「公共の心」は大切なことばなのでそのまま使いたい。

委員：逐条解説は読まれない可能性があるので、「公共の心とは～」という一文を記載して欲しい。

委員：人により、言葉の受け取り方は違う。

委員：「公共の心」、「ほかの人が～」は当たり前のことだが、モラルの低下が叫ばれる今日、今一度改めて記すことにより価値・意味が出てくるのではないのだろうか。

○意見番号2について

委員：当たり前のことなのだから、あえて文章にしなくともいいのではないのか。

委員：当たり前のことだが、人によってとらえ方が異なることから残しても良い。

委員：この一文は、子供にもわかりやすく良いのではないか。

○意見番号3について

委員：意図がよく読み取れない。

○意見番号18について

委員：「サイレントマジョリティー」とは、どの立場からの声なのか

委員長：サイレントマジョリティーとは、意見する機会があるのにそれを行使しない

でいる大衆を指す。

委員：機会を行使しない方々まで考慮する必要はないのではないか。

委員：サイレントマジョリティーについて異なった捉え方をしていた。参加したくとも参加できないような、例えば体が不自由な方々と思っていた。そのような方々の意見や提案を誰かがフォローや代理することによってその意見を伝えることができるような制度創設も必要だと思われる。

委員：高齢化社会が進展する中で、声のなき声を聞くのは当たり前であり、その方法については別途に考えていく必要がある。

※意見番号については、「(仮称)大磯町自治基本条例策定に向けた報告書」をご参照ください。

#### ■今後について■

委員長：このように、長い期間と労力を費やし作成された自治基本条例をどのように活かしていくかが重要であり、より良く変えていこうとする意識が大切である。職員にたいしても十分に研修を行い、住民にも周知を怠らないことも重要で、絵に描いたもち状態は避けなければならない。

#### ■「(仮称)大磯町自治基本条例策定に向けた報告書」の提出■

「(仮称)大磯町自治基本条例策定に向けた報告書」を諸坂委員長より町長へ提出しました。